

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和元年 10 月 4 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
--------------------	----

厚生年金保険関係	3件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900191号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900048号

第1 結論

請求者のA社における平成19年6月29日の標準賞与額を6万8,000円とすることが必要である。

平成19年6月29日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年6月29日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、平成19年6月29日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成18年*月*日から平成19年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、6万8,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900193号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900049号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成19年6月29日は18万7,000円、同年11月30日は5万9,000円とすることが必要である。

平成19年6月29日及び同年11月30日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年6月29日
② 平成19年11月30日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間①及び②の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、平成19年6月29日及び同年11月30日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成19年*月*日から平成20年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

以上のことから、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、請求期間①は18万7,000円、請求期間②は5万9,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900194号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900050号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成23年6月30日は24万2,000円、平成25年11月29日は22万1,000円、平成26年6月30日は9万5,000円とすることが必要である。

平成23年6月30日、平成25年11月29日及び平成26年6月30日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成2年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年6月30日
② 平成25年11月29日
③ 平成26年6月30日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間①から③までの期間に係る賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、平成23年6月30日、平成25年11月29日及び平成26年6月30日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成23年*月*日から平成24年*月*日まで及び平成25年*月*日から平成26年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

以上のことから、請求者の請求期間①から③までの期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、請求期間①は24万2,000円、請求期間②は22万1,000円、請求期間③は9万5,000円とすることが必要である。